

児童扶養手当のご案内

1 児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2 受給の対象となる方（受給資格者）

児童が18歳になった年度の3月末（政令に定める障がいがある児童は20歳未満）までを期限として、次に該当する児童を養育する保護者が請求できます。

ア	父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
イ	父または母が死亡した児童
ウ	父または母が重度の障害の状態にある児童
エ	父または母の生死が明らかでない児童
オ	父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
カ	父または母が裁判所から配偶者の暴力（DV）による保護命令を受けた児童
キ	父または母が法令により引き続き1年以上拘束されている児童
ク	母が婚姻によらず生んだ児童 ※父からの認知の有無は直接関係しません。
ケ	父母がいない児童 ※棄児等を養育している場合です。里親制度により委託をされている場合は除きます。

ただし、以下の方は請求できません。

- 日本国内に住んでいない
- 事実婚状態となった
- 児童を養育しなくなった
- 児童が里親に委託されている
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所及び通所施設を除く）に入所

保護者とは

- 母…監護している
- 父…監護かつ生計を同じくしている
- 父母以外…同居し生計を維持している

事実婚とは

- 婚姻届を提出していないが、社会通念上、婚姻しているのと同様の状態をいいます。
例）異性との同居、経済的援助や定期的な訪問（週末の宿泊、週の半分以上の訪問）など
- 共同生活をしている実態があるとみなされる場合、受給できません。

手続き

問い合わせ先

大崎市民生部子育て支援課子ども給付担当
松山総合支所 市民福祉課
三本木総合支所 市民福祉課
鹿島台総合支所 市民福祉課
岩出山総合支所 市民福祉課
鳴子総合支所 市民福祉課
田尻総合支所 市民福祉課

Tel 0229-23-6045
0229-55-2114
0229-52-2114
0229-56-7114
0229-72-1212
0229-82-3131
0229-38-1155

3 手当の月額

手当の額は、前年所得（※）や公的年金等の受給額等により決まります。

※1月から6月に請求する場合は、前々年の所得

区 分	児童が1人の場合	児童が2人以上の加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円

（注意）

公的年金等（※）を受けられるときは、手当額の全部または一部を受けられることができませんので、公的年金等を新たに受給する場合には、早め到大崎市へ問い合わせください。

※公的年金等とは

遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
年金の種類や金額により、停止される手当額が変わりますので、ご相談ください。

一部支給の場合の支給額（下記{ }内は、10円未満四捨五入）

児童1人目

手当月額＝45,490円－{（受給者の所得額－全部支給所得限度額）×0.0256619}

児童2人目以降の加算額

手当月額＝10,740円－{（受給者の所得額－全部支給所得限度額）×0.0039568}

4 所得制限限度額

受給資格者や扶養義務者（※）の所得が下記限度額以上のときは、該当する年の11月から翌年10月分までの手当が全部停止となります。

【所得限度額一覧表】

（単位：万円）

扶養親族の数 （住民税の 課税台帳上の 扶養人数）	本 人				孤児等の養育者・ 配偶者・扶養義務者	
	全 部 支 給		一 部 支 給			
	所 得 額	収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額	収 入 額
0人	69	142	208	334.3	236	372.5
1人	107	190	246	385	274	420
2人	145	244.3	284	432.5	312	467.5
3人	183	298.6	322	480	350	515
4人	221	352.9	360	527.5	388	562.5
5人	259	401.3	398	575	426	610

※扶養義務者とは

受給資格者と同居及び生計を同一とする直系の血族と兄弟姉妹です。

世帯分離をしても水回りを共有する同じ建物の中で生活している場合は同居と見なします。

所得額

上記表中の所得額は、課税所得金額から次に挙げる控除を差し引いた額をいいます。受給資格者が母または父の場合、前年に受け取った養育費の8割を所得に含めます。

- 社会保険料控除（8万円） ■医療費控除（相当額） ■雑損控除（相当額）
- 配偶者特別控除（相当額） ■障害者控除（27万円） ■特別障害者控除（40万円）
- 寡婦控除（27万円。ただし、受給資格者が母の場合を除く。）
- ひとり親控除（35万円。ただし、受給資格者が母または父の場合を除く。）
- 勤労学生控除（27万円） ■小規模企業共済等掛金控除（相当額）
- 肉用牛の売却による事業所得

限度額の加算

上記扶養人数によるもののほか、前年末現在で16～22歳の方や70歳以上の方を扶養している場合に、6万円～15万円／人を限度額上限に加算（上限引き上げ）します。詳しくは、お問い合わせください。

5 手当の支給期間及び支給月

支給期間

原則、認定請求をした月の翌月から、受給資格がなくなった月が支給期間です。

支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月に支給月の前月までの分を振り込みます。

なお、支払日は支給月の11日ですが、その日が休日（土曜日・日曜日・祝日）等にあたる場合は、その前日の休日等でない日に振り込みます。

6 認定請求

大崎市子育て支援課または各総合支所市民福祉課窓口にて、請求者本人が認定請求可能です。請求時には下記の書類をご準備ください。

☐ 戸籍謄本（請求者及び児童のもの）

※離婚日の記載されているもの。月下旬の離婚など請求月中に戸籍が作成されない場合には、「離婚届の受理証明」「調停調書、審判書または判決書の謄本」でも受付は可能です。ただし、戸籍謄本が作成され次第、速やかに提出してください。

☐ 個人番号カード等（請求者、児童、扶養義務者等のもの）

※個人番号通知カード持参の場合には、顔写真付の身分証明書（運転免許証など）も持参ください。

☐ 振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード。請求者名義の普通口座）

☐ 年金手帳

☐ その他添付書類（下記以外の事案にて認定請求する際には、お問い合わせください）

① 公的年金等を受給している場合…公的年金給付等受給証明

（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書など受給状況がわかる書類も可）

② 本年1月2日以降に転入した場合…所得額等の証明書（マイナンバーにより情報連携ができる場合は省略可能）

（本年1月1日に住んでいた市区町村が発行する所得額等の証明書）

③ 父または母が重度の障害のため請求する場合…父または母の診断書

④ 父または母が裁判所から配偶者の暴力（DV）による保護命令を受けた児童…保護命令決定書の謄本および確定証明書

7 認定結果

認定請求後、結果通知までの目安期間は「60日」です。書類に不備があった場合には、すべて整った日から60日となります。

認定結果は、転送不要郵便で発送し、不着となった場合は居住が確認できるまで手当が支給できませんのでご注意ください。

居住地の確認

児童扶養手当は住民登録と居住地が異なることが認められませんので、上記のとおり「転送不要」にて通知を送付いたします。なお、特段の事情があり、住民登録地と異なる場所に住む場合には「居住申立書」が必要になりますので、問い合わせください。

8 認定後の手続

手当の認定を受けた方は、毎年8月1日から8月31日までに現況届の提出が必要です。原則、提出時に面接が必要ですので、必ず窓口に出してください。また、下記のような場合には届出が必要です。窓口までお越しください。

毎年8月・・・現況届

受給者（全部停止含む）全員が提出が必要です。7月時点で全部停止の方については面接が必須ではないので、郵送による提出も可能です。

手当の受給期間が5年を超えるととき・・・一部支給停止適用除外届出書

ひとり親家庭の自立を促進するため、受給資格取得から5年等を経過したときは、父または母が自立を図っている証明書を添付して提出が必要です。提出がない場合、手当の2分の1を停止することとされています。一度手続きをした方は、現況届提出時に毎年手続きが必要となります。

監護または養育する児童が変わったとき・・・額改定請求書、額改定届

住所が変わったとき、児童の氏名を変えたとき、振込口座を変えたとき など生活状況が変わった場合に届出が必要なので、お問い合わせください。

9 適正な受給のために

各種届出

手当を適正に支給するため、生活状況の届出や各種変更に伴う届出を行っていただきます。

調査

提出いただいた届出や事実に基づき、質問や訪問をすることがあります。具体的には、住居の賃貸契約書や預金通帳などを見せていただくなど、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします（児童扶養手当法第29条）。なお、調査に応じていただけない場合は手当の全部または一部を支給しないことがあります。

虚偽の申請

事実を偽って申告するなどがあった場合、支給した額の返還（児童扶養手当法第23条）や3年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処される場合があります（児童扶養手当法第35条）。